

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 4年8月1日 至 令和 5年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人奄真会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 鹿児島県奄美市名瀬長浜町8番3号

(3) 設立認可年月日 平成28年 2月23日

(4) 設立登記年月日 平成28年 3月 1日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	木村 章	
理 事	木村 るみ子	
同	木村 拓 真	
監 事	悦田 隆二郎	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	奄美眼科	鹿児島県奄美市名瀬長浜町8番3号	

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 9月25日 令和3年度決算の決定

令和 5年 7月25日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 奄真会
 所在地 鹿児島県奄美市名瀬長浜町 8 番 3 号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 5 年 7 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 48,667 千円
 2. 負 債 額 50,739 千円
 3. 純 資 産 額 △ 2,072 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	39,643
B 固 定 資 産	9,024
C 資 産 合 計 (A+B)	48,667
D 負 債 合 計	50,739
E 純 資 産 (C-D)	△ 2,072

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 奄真会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県奄美市名瀬長浜町8番3号

貸借対照表

(令和5年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	39,642	I 流動負債	44,537
II 固定資産	9,024	II 固定負債	6,202
1 有形固定資産	7,621	負債合計	50,739
2 その他の資産	1,403	純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	8,000
		II 積立金	▲10,072
		純資産合計	▲2,072
資産合計	48,667	負債・純資産合計	48,667

様式4-2

法人名 医療法人 奄真会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県奄美市名瀬長浜町8番3号

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 8 月 1 日 至 令和 5 年 7 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	122,828
2 事業費用	135,988
事業損失	△13,159
II 事業外収益	18,511
経常利益	5,352
税引前当期純利益	5,352
法人税等	89
当期純利益	5,262

法人名 医療法人 祐真会
所在地 鹿児島県奄美市名瀬長浜町8番3号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

無

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人奄真会
理事長 木村 章 殿

私は、医療法人奄真会の令和4年会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月25日

医療法人奄真会

監事 悦田 隆二郎